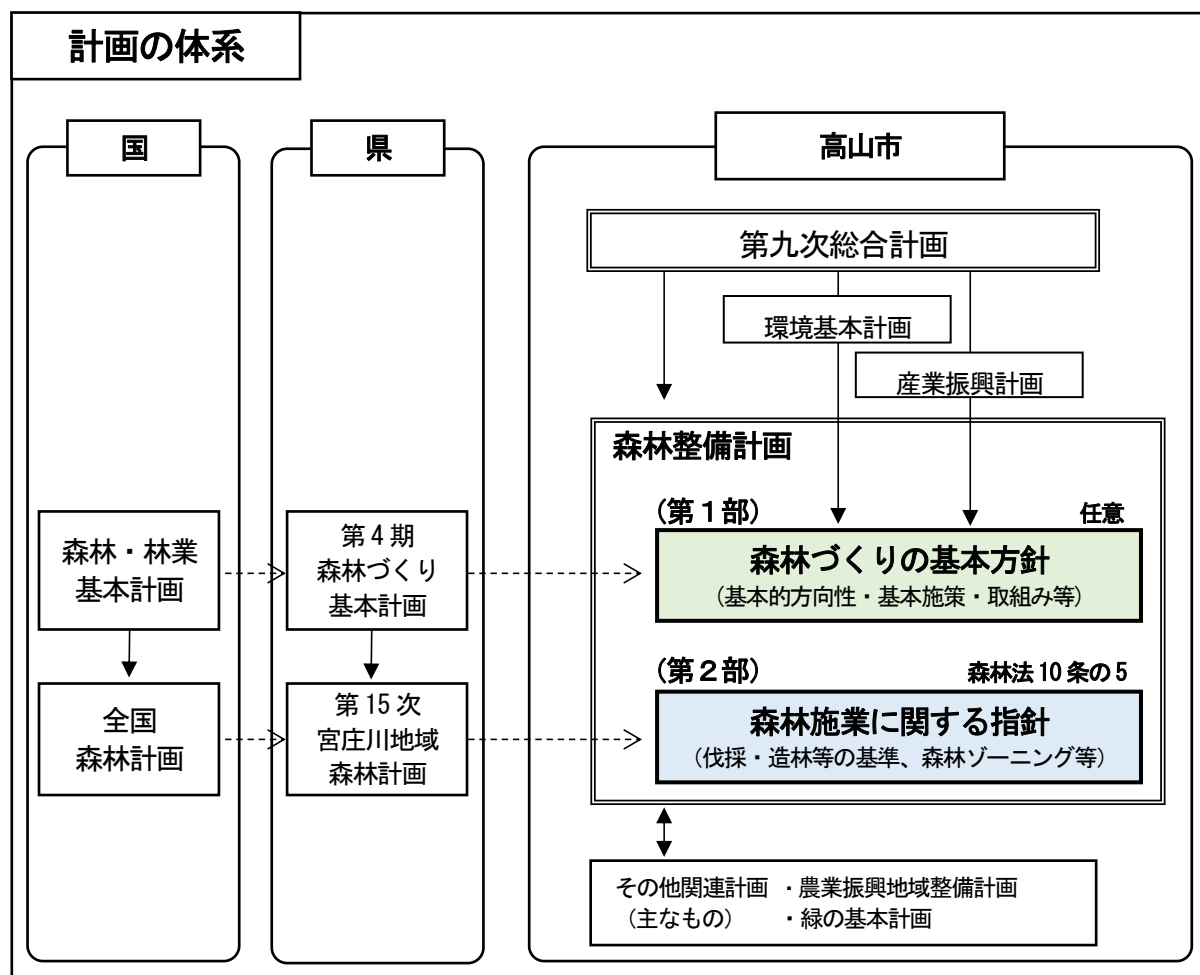


高山市森林整備計画について

1. 計画の位置づけ等

森林整備計画は、森林法第10条の5に基づき、市町村が国や県の森林計画に即して5年毎に策定する10年間の計画であり、森林施業に関する指針（伐採・造林等の基準、森林ゾーニング等）を定める計画である。

市の森林整備計画は、法で定める事項のほか、森林づくりの基本方針（基本的方向性、基本施策・取組み等）を加え、市の上位計画（第九次総合計画、環境基本計画、産業振興計画）及び国・県の基本計画との整合を図ることにより、森林や林業、木材産業を取り巻く現状を見つめ直し、長期的な視点から持続可能な森林づくりをすすめ、健全で豊かな森林を次世代へ引き継いでいくため策定する計画である。



2. 計画の期間 令和7年度から令和16年度まで（10年間）

※策定から5年後に新たな計画を策定する。

計画の構成

計 画 期 間（R7～R16）		
第1部 森林づくりの基本方針	●基本的方向性	100年先を見すえた森林づくり 日本一広い豊かな森林を守り育て、飛騨高山の森林文化を活かし、「環境と経済の好循環」と「未来につなぐ人づくり」をすすめます。
	●基本施策	
	1. 循環型林業の構築	(1)伐採期を迎える人工林の整備の加速化 (2)100年先を見すえた森林資源の転換 (3)林業DX、スマート林業の促進 戦後植林したスギ・ヒノキの人工林が伐採期を迎え、伐って・使って・植えて・育てるといった循環型林業を構築し、戦略的かつ計画的に森林整備をすすめます。
	2. 多様な森林機能の発揮	(1)森林の適正な保全・管理 (2)災害に強い森林づくり (3)森とのふれあいの創出 水源かん養・温室効果ガス吸収・生物多様性の保全、災害に強い森林づくりなど多様な森林機能の発揮といった経済と環境のバランスを図ります。
	3. 市産材の利用拡大	(1)スギ・ヒノキ・広葉樹材の販路拡大 (2)多様なサプライチェーンの構築 (3)多様な森林資源の有効利用 スギ・ヒノキに加え、市の森林の約6割を占める広葉樹の有効活用も求められていることから、林業・製材業・建築業・木工業などあらゆる木材関係者の連携により販路を拡大し、市産材の利用拡大を図ります。
	4. 森林文化や産業を支える人づくり・しくみづくり	(1)林業・木材産業等の担い手確保・育成 (2)あらゆる世代への木育・森林環境教育の推進 (3)飛騨高山ブランドを活かした都市部連携の拡大 地元高校生、県立森林文化アカデミー学生及び移住希望者の市内就業に向けた支援、木育・森林環境教育による市民の木や森に対する意識向上、千代田区との連携をモデルに、新たな自治体との連携をすすめます。

第2部 森林施業に関する指針	森林法に定める項目について、第15次宮庄川地域森林計画に則して計画を作成	
	1. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	■計画の主な内容 ・国や県が定める森林ゾーニングの考え方 ・樹種別の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法 ・造林（植林）する樹種、植林方法、天然更新の基準 ・間伐時期、間伐する本数、保育（下刈、除伐）の方法 ・国の森林ゾーニング別施業基準（伐期齢の延長など） ・県の森林ゾーニングの設定基準、ゾーニング別施業基準 ・森林経営規模拡大に関する方針、方策、留意事項 ・森林施業の共同化に関する方針、方策、留意事項 ・森林傾斜ごとの路網密度基準、路網整備計画 ・林業従事者の養成、林業機械作業方法、木材利用の促進 ・サプライチェーンの構築やDX導入 ・鳥獣害防止森林区域の設定、防止方法 ・病虫害の駆除予防・山火事予防方法等の留意事項 ・保健機能森林区域の設定、施業方法 ・森林経営計画の作成、「区域計画」の指定
	2. 森林の整備に関する事項	
	(1)森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） (2)造林に関する事項 (3)間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 (4)公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (5)森林配置計画の将来目標区分に関する事項 (6)委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 (7)森林施業の共同化の促進に関する事項 (8)作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
	3. 森林の保護に関する事項	
	(1)鳥獣害の防止に関する事項 (2)森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
	4. 森林の保健機能の増進に関する事項	
	5. その他森林の整備のために必要な事項	